

Client Alert

1 December 2017

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



ジョー・ダニエルズ
パートナー (ヤンゴン)
+95 1 255056 # 8857
Jo.Daniels@bakermckenzie.com

ミャンマー新会社法の重要ポイント

ミャンマー新会社法がこの数日中にいよいよ正式に制定される見込みとなった。新会社法は 20 世紀初頭に作られた旧会社法に代わるもので、これによりミャンマーの会社はようやく 21 世紀の時代に見合った法律の下で規律されることになる。

新会社法の制定自体は間もなく行われるが、施行は大統領が発布する告知に記載される日からとなる。現時点では施行は 2018 年中となると思われるが、この点については適宜情報をアップデートする予定である。

新会社法は旧会社法に種々の点で重要な修正を加えているが、下記に、いくつかの重要ポイントを紹介する。

- **株式の数**：会社の株式数は最低 1 株でよい。旧会社法の下では最低 2 株と必要とされていたが（かつ、一人の株主が 2 株を保有することはできないとされていた。）、これにより一人株主会社（100%子会社）設立の途が開かれた。
- **株主の数**：会社の株主は最低 1 名で足りる。旧会社法では株主数は最低 2 名とされており、これがミャンマー投資を考える外資企業にとってしばしば障害となっていたが、この問題は解消されることになる。
- **取締役の住所**：会社の取締役のうち最低 1 名はミャンマーに住所を有していなければならない。このような規定は他の法域でもみられるが、適当な人物が見つからない場合、外資企業にとっては投資の障害となる。
- **「外国会社」の定義**：旧会社法では、ミャンマーの会社の株式の 1 株でも外国人または外資企業に保有されていると、その会社は「外国会社」とみなされ、土地の保有が認められず、ミャンマー投資委員会の許可がない限り 1 年以上の土地の長期リースを受けられないなどの制限があった。この点、新会社法では、「外国会社」とは、外国人または外資企業（またはその双方で）が、35%を超える株式を、直接間接に保有しまたは支配する会社をいう。すなわち、新会社法では、外国投資家であっても、ミャンマー投資委員会の許可なく土地を保有しかつ長期リースを受けられるミャンマー「内国会社」の 35%までの株式割合を保有することができることになる。また、旧会社法下では 100%ミャンマー内国法人にしか許されていなかった事業に、外国投資家が資本参加できる途も開かれたということになる。
- **設立手続**：新会社法の下で会社の登録に要する時間は相当程度短縮される。旧会社法下で行われていた仮設立証明書および仮営業許可の発行は廃止された。法務局にすべての必要書類の提出が完了した時点で、会社設立証明書が発行されなければならないこととなる。
- **定款のフォーム**：新会社法は、会社がその定款に当該企業が規定したいと考えるいかなる条項（ただし、会社法の定めと矛盾してはならない。）でも規定することができることを明確にした。これにより、定型の基本定款・付属定款とは異なる定款を作成しようとする際に、従来必要とされていた、投資企業管理局（以下、「DICA」）の担当官との交渉が不要となった。

- 
- **定款の変更**：会社の定款を変更する手続はシンプルになり、従前はDICAの承認待ちで数カ月を要したのに比して、新会社法では特別決議を経てDICAに登録すれば足りることとされた。
 - **契約の締結**：会社が契約を締結し書類を作成する場合の手続（締結権限のある者の範囲、社印の使用の要否など）が明確化された。
 - **会社設立前の契約締結**：この点、旧会社法では明確でなかったが、新会社法では、オフィス不動産のリース契約を会社設立前に行いたい場合などに備え、会社設立前に契約を締結し、設立後に会社に効力を帰属させることができるようになった。
 - **事業の遂行**：外国で設立された企業は、新会社法の下で登録されない限り、極めて限定的な一定の場合を除き、原則としてミャンマー国内において事業を遂行することはできない。どういう場合に外資企業がミャンマー国内において「事業を遂行している」とみなされ、これによりミャンマーで子会社の設立または支店登記が必要となるのかという、これまで繰り返し問題となってきた論点に対し、近々何らかの回答があることが期待されている。この論点についてはDICAがさらに詳細なガイドラインを発行予定とされており、早急なガイドラインの制定によるさらなる明確化が望まれる。
 - **種類株式**：旧会社法においても種類株式の発行は可能と考えられていたが、新会社法ではその点がさらに明確化された。加えて、資本または収益からの配当に関して優先権または制限を付した株や、特別な議決権または制限付きの議決権を付した株式、無議決権株式も発行できることとなった。これによりジョイントベンチャーにおけるストラクチャリングが格段に容易となる。
 - **現物出資**：金銭以外の対価をもって出資する場合の詳細につき規定が設けられた。
 - **配当の支払**：配当の支払に関するルールが整備され、取締役がこの点に関するより明確な指針が与えられた。
 - **バーチャル取締役会**：ビデオ会議などテクノロジーを利用して取締役会を開催する場合の明確な規定が設けられた。
 - **取締役の義務**：取締役の権限および義務に関する規定が明確になった。この関連規定は極めて重要であるが、その内容は多岐にわたるので、別途のクライアントアラートにおいて改めて解説する予定である。
 - **抵当権（Mortgages）および担保権（Charges）**：会社が抵当権や担保権を設定しようとする場合の手続が明確となった。
 - **会計に関する義務**：会社がどのような会計帳簿を備えなければならないか、また、監査役の権限と義務が明確になった。
 - **清算**：清算手続については、裁判所命令によるもの、自主的に行うもの、裁判所の監督を受けつつ行うものについて、明確な規定が設けられた。旧会社法における清算手続には不明確なところが多かったため、この点は大きな進歩である。

新会社法には、このほかにも、会社法違反行為に対して裁判所に差止命令を発する権限を付与する規定、DICAの権限と義務に関する詳細な規定など、新しい規定が種々設けられているが、これらが実際にどのように運用されるかが判明するにはいましばらく時間の経過が必要である。新会社法の規定のいくつかは予期しないものであったが、全体としては、重要な前進であるといえる。